

## 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
		1 級
	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○

※上肢、視覚の障害が 1 級、特別項症、第 1 項症、第 2 項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。